

評価契約書（モデル）

財団法人ヒューマンサイエンス振興財団（以下甲という）と 株式会社（以下乙という）とは、甲が所有する未公開特許情報を、乙に開示するにあたり、次のとおり契約を締結する。

第1条

本情報とは、

発明の名称：

発明者：

出願日：

出願番号：

（以下「本発明」という。）に関する明細書情報をいう。

第2条

甲は、本契約締結後遅延なく、甲が所有する本情報を乙に開示する。

第3条

乙は、本情報を実施権の取得を目的とする本発明の評価のみに使用し、その他いかなる目的の為に用いてはならない。

第4条

乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本情報を第三者に開示または漏洩しない。ただし、次の各号に該当する本情報についてはこの限りではない。

- （1）甲による開示の時点で既に公知であるか、開示後乙の責によらず公知となったもの。
- （2）甲による開示の時点で既に乙が所有していたものであり、当該事実を文書により証明できるもの。
- （3）乙が正当な開示権限を有する第三者から開示を受けたもの。
- （4）乙が本情報に基づきことなく独自に開発したもので、当該事実を文書により証明できるもの。

第5条

- 1 乙は、第3条所定の目的に必要な範囲でのみ、かつ、甲から書面による事前の承諾を得た場合にのみ、本情報の複製物を作成することができる。この場合において、乙は、当該複製物についても秘密情報として取扱う。

- 2 前項によって乙が複製物を作成した場合には、乙は、当該複製物に、甲の本情報に付されていたものと同様の甲の権利に関する表示を付するものとする。

第6条

- 1 乙は、本発明の評価終了後速やかに評価結果を甲に書面にて通知し、甲から受領した本情報を直ちに甲に返還する。
- 2 前項に基づく乙の通知は、本情報の受領後90日以内に行なわれるものとするが、当該期間は甲乙合意の上延長することができる。

第7条

本契約は、本情報に関する実施許諾その他のいかなる権利を付与するものとも解釈されてはならない。

第8条

乙が本情報に関する実施許諾を求める場合は、甲の別途定める手続きに則り、実施許諾を与えるか否かの決定がなされることとなる。但し、本契約は、如何なる意味においても甲の乙に対する実施許諾契約の締結を保証するものではない。

第9条

本契約第4条は、本契約の満了後も特許情報については締結日から特許公開日またはその他の方法で公知となる日まで有効に存続する。

第10条

- 1 本契約は、本契約締結の日から第6条に基づく評価の通知の甲による受領の日まで有効に存続するものとする。但し、甲乙協議の上本契約の期間を延長することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条、第7条、第8条及び第9条は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第11条

本契約に定めない事項および本契約の条項に関する疑義については、甲乙は誠意を持って協議し解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都中央区日本橋小伝馬町 1 3 - 4
財団法人ヒューマンサイエンス振興財団
ヒューマンサイエンス技術移転センター
センター長 佐々木 弥生 印

乙

印